

## 高度デジタル人材の育成と三次市DX推進に関する連携協定書

三次市（以下「甲」という。）と、株式会社ドリームオンライン（以下「乙」という。）とは、高度デジタル人材の育成と三次市DX推進に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協定の目的）

第1条 本協定は、市民の高度デジタル人材育成を図り、市内事業者や市民生活へのデジタル技術の浸透を促進させることで、デジタル技術を活用した持続可能なまちづくりへの寄与を目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）高度デジタル人材

実践的なプログラミング能力や、先端デジタル化技術に関する基本的な知識を有し、システム企画及び基本設計等を行うことができる人材のこと。

#### （2）デジタル技術の地産地消エコシステム

高度デジタル人材が市内に定着できる環境が整備されるとともに、市内で生み出されたデジタル技術が市内事業者等により実装されることにより、その地域の経済発展と社会的な課題解決をめざす仕組みのこと。

### （連携を行う事項）

第3条 甲及び乙が行う連携の内容は、次のとおりとする。

#### （1）高度デジタル人材の育成に関すること

（2）デジタル技術の地産地消エコシステムの確立と他地域への拡大に関すること

#### （3）市内事業者や市民生活へのデジタル技術の浸透に関すること

#### （4）庁内デジタル化推進の支援に関すること

#### （5）その他両者が協議し合意したこと

#### （6）前各号に係る情報発信に関すること

2 前項の規定による連携を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行うとともに、具体的な事業の実施にあたっては、その都度、甲及び乙が協議を行った上で決定するものとする。

### （協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解約を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解約を行うものとする。

### （守秘義務）

第5条 両者は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、既に公知となっている情報（開示を受けた後に自己の責によらずに公知となったものを含む）を除き、相手方からの秘密である旨を明示されて開示を受けた情報について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

### （個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定において個人情報を取り扱う場合、知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等に従い、その保護に努めなければならない。

### （協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2025年（令和7年）3月31日までとする。ただし有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申出がない場合には、本協定の効力は1年間延長されるものとし、以後同様とする。

2 甲及び乙は、前項に関わらず1ヶ月前までに相手方に対して書面による通知を行うことにより、本協定を解約することができるものとする。

### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項が発生したとき、又は本協定について当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月27日

広島県三次市十日市中2丁目8-1

三次市

市長

福岡誠志

広島県広島市中区中島町2-22 ミウラビル 5-6F

株式会社ドリームオンライン

代表取締役社長

堀博史